

目 次

第1章 災害予防計画.....	1
第1節 道路交通の安全のための情報の充実.....	1
第2節 道路(橋梁等を含む)の整備.....	2
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え.....	3
第2章 災害応急対策計画.....	4
第1節 発災直後の情報収集・提供・連絡及び通信の確保.....	4
第2節 救急・救助・消火活動.....	5
第3節 災害応急対策の実施.....	6
第4節 関係者への情報伝達活動.....	7
第5節 道路(橋梁等を含む)の応急復旧活動.....	8

第1章 災害予防計画

第1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから道路交通の安全を確保し道路利用者及び住民の生命・身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路(橋梁等を含む)の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課・農林課）

道路管理者は、気象庁による気象・地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、警察署等関係機関との連携を強化し、また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制整備を図る必要がある。

道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

第2節 道路(橋梁等を含む)の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路(橋梁等を含む)の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路(橋梁等を含む)整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取り組み

道路(橋梁等を含む)の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路(橋梁等を含む)の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路(橋梁等を含む)の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路(橋梁等を含む)は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は、道路(橋梁等含む)について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画（建設課・農林課）

(ア) 自然災害が予想される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備する。

(イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備する。

(ウ) 市は、施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

(エ) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平素から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 関係各機関において緊急に必要になる相互支援について、連携強化等災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路(橋梁等含む)が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援必要な場合に備えて平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にして災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画(総務課・農林課・建設課)

(ア) 自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制・交通誘導等ができるよう訓練等を通じて日頃から災害応急体制の整備を図る必要がある。

(イ) 東御市建設業協会・東御市建設業振興会との協定に基づき、応急復旧を行い交通の確保を行う。

(ウ) 東御市民病院及びみまき温泉診療所等と被害者の受入状況、医療スタッフの状況等迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。

(エ) 東御市地域防災計画の定めるところにより関係機関との協力体制を整備とともに傷病者の移送についても医療機関との連携が取れるよう関係機関を交え調整を行う。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要となる場合に備え、事前に必要な措置を講じておくものとする。

(イ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(ウ) 小県医師会等は、あらかじめ近隣の医師会等の応援体制の整備を図るものとする。

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できる体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施計画(建設課)

道路管理者は道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を放送事業者等との連携を図りながら整備する。

第2章 災害応急対策計画

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し救急・救助活動を行う。

また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり被害を最小限に食い止めるとともに応急復旧工事を行う。

第1節 発災直後の情報収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。

このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大防止を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課・建設課）

(ア) 道路(橋梁等を含む)の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施し情報収集を行う。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(イ) 収集した情報に基づき、交通規制の実施、迂回道路の選定及び情報の提供を行う。

(ウ) パトロール等による巡視の結果や通報などの情報を県防災行政無線等を活用して速やかに県、関係機関へ通報する。

また、県及び他の機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

市及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携して迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一として迅速な救急・救助活動を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（市民病院・東御消防署）

(ア)「風水害対策編」第3章「災害応急対策計画」第7節「救急・救助医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救急・救助・消火活動を実施する。

(イ) 事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため法令及び地域防災計画の定めるところによりその活動体制に万全を期する。

また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに速やかに道路利用者に周知する。

第2 主な活動

1 道路管理者、公共機関等それぞれが路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急通路を確保するため交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに被害の拡大を防止するため、道路利用者等に情報を提供する。

2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

1 道路管理者、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施して被害を最小限に留めるとともに二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課）

(ア) パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに速やかに路上の障害物を除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回道路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回道路等の情報について道路情報版等を活用して迅速かつ的確に道路利用者等に対して情報提供を行う。

(イ) 迅速に立ち入り禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災区域の範囲を区域とするか、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(ウ) 道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告して各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策をする上で有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課・農林課）

(ア) パトロール等による巡回の結果や情報を、速やかに関係各機関へ通報する。

また、入手した情報をもとに、お互いに必要な人員資材を融通し合うことにより、効果的な人員資材の運用に努める。

(イ) 必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし協力して効率的な人員資材の運用に努める。

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握して災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かく、正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（企画振興課）

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握して家族等に役立つ正確、かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら、株上田ケーブルビジョン、緊急情報等メール配信・株エフエムとうみ等を利用して随時情報の更新を行う。

第5節 道路(橋梁等を含む)の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者、迅速かつ的確に道路(橋梁等を含む)の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路(橋梁等を含む)の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 迅速な道路(橋梁等を含む)の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

(1) 基本方針

道路管理者は被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案して迅速かつ的確な道路(橋梁等を含む)の応急復旧を図る。

(2) 実施計画

ア 市の実施対策（建設課・農林課）

パトロール等による巡視の結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

応急対策業務に関して、必要に応じて「災害時の応急措置に関する協定」に基づき、東御市建設業協会に協力を要請する。

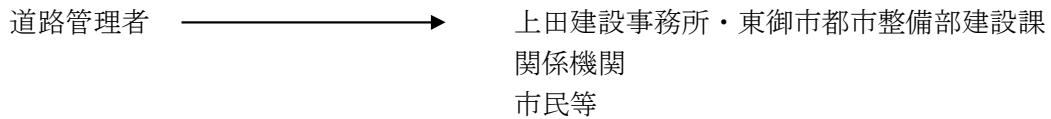
イ 関係機関が実施する対策

市からの「災害時の応急措置に関する協定」に基づく要請により、被災道路等の応急復旧工事を行うものとする。

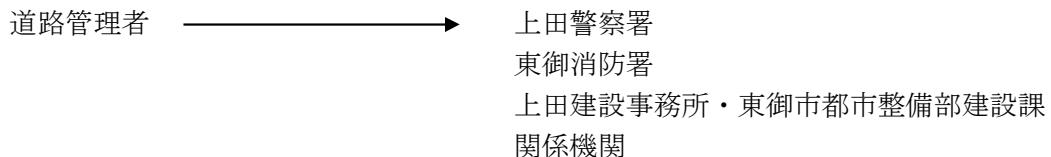
応急復旧対策の工法は被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

道路災害における連絡体制

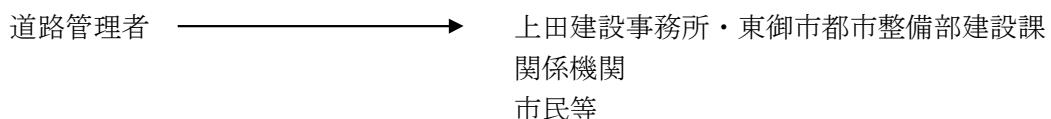
(1) 道路災害等事故情報の連絡



(2) 道路事故発生直後の第一次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡

